

## 一般社団法人日本建築学会東北支部岩手支所規約

第1条 本支所は、一般社団法人日本建築学会東北支部岩手支所と称す。

第2条 本支所は、事務所を盛岡市内丸10-1 岩手県県土整備部建築住宅課内に置く。

第3条 岩手県に在住する一般社団法人日本建築学会会員は総て本支所に属するものとする。

第4条 本支所は、一般社団法人日本建築学会東北支部規程に規定する目的ならびに事業に準拠し必要な事業を行う。

第5条 本支所に、次の役員を置く。

支所長 1名 幹事 若干名

第5条の2 役員は、次の各号の職務を行う。

(1) 支所長は、支所を代表し、会務を掌握し、支部役員会の議長となる。

(2) 幹事は、支所長を補佐する。

第6条 支所長は、支部役員会の承認を得て、支部長が委嘱する。

2 幹事は、支所長が委嘱する。

第7条 役員任期は2か年とし、4月に始まり翌々年3月に終わる。ただし、補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。役員は重任を妨げない。

第8条 役員は、任期満了後も後任者の就任までは、なおその職務を行う。

第9条 役員が欠けたときは、第6条に準じて補充する。

第10条 支所長が必要と認める時は、全員協議会を開くことができる。

第11条 支所役員会は、支所長がこれを招集する。

第12条 本支所の経費は、支部の支所費事業から生ずる収入、寄付金、その他の収入でこれを支弁する。本支所は支部の承認を得て寄付を受けることができる。

第13条 本支所の会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第14条 本支所の予算及び決算は支部役員会の承認を経なければならない。支所は毎年次年度の予算及び前年度の事業ならびに決算報告書を支部の求める日までに提出しなければならない。

第15条 本規約を変更する場合は、支部の承認を経なければならない。

第16条 支所長は、支部の役員会に出席して意見を述べることができる。

第17条 この規約に特に明示しない事項は、全て一般社団法人日本建築学会定款、一般規則及び支部規程に準拠するものとする。

### 附 則

この規約は、平成25年2月26日から施行する。